

小樽市障がい児・者支援協議会
福祉いどばた部会 研修会

障害福祉と地域の課題に向き合う —包括的支援体制と地域のつながりづくり—

令和6年2月16日（金）14：05～15：05

於：小樽市役所消防庁舎6階講堂

星槎道都大学 社会福祉学部 准教授 畠山 明子

本日の内容

1. 包括的支援体制における地域とは
2. 後志地域の障害福祉の課題
3. 障害福祉と地域の課題の解決に向けて 事例紹介

1. 包括的支援体制における 地域とは

地域を取り巻く福祉政策の歴史

1980～90年代＜在宅福祉の時代＞

⇒小地域ネットワーク活動・ふれあいいいきいきサロン（社協活動）

●「地域における社会福祉=地域福祉」（社会福祉法=2000年）

⇒（NPOやボランティア活動の台頭）

2000年代～10年代＜地域包括ケアシステムの時代＞

●「総合事業」（住民主体のサービス）介護保険制度改正=2015年）

2020年代～＜地域共生社会の時代＞

●より「インフォーマル重視」の福祉へ（包括的支援体制）

地域包括ケアの成果と課題

○介護予防事業、
地域づくり(居場所づくり・生活支援体制整備)が進んだ

●「地域包括ケアシステム」を「全世代型」に

- ・制度のはざまを作らない、複合課題へのアプローチ
- ・専門職の配置基準緩和(共生型サービス)

地域包括ケアから 地域共生社会＜包括的支援体制＞へ

※スタートは生活困窮者自立支援制度（2015年～）
（基本理念）2018年改正

第二条 生活困窮者に対する自立支援

- ・尊厳保持、**就労状況、心身状況、地域社会からの孤立状況その他**に応じた**包括的・早期対応**
- ・地域における福祉、就労、教育、住宅その他の関係機関・民間団体との緊密な**連携**

社会福祉法改正(2018年改正)

第4条「地域福祉の推進」第2項新設

・地域住民等による福祉サービスを必要とする地域住民・その世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護・要支援予防、軽減、悪化防止)、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等の課題(地域生活課題)把握、支援関係機関との連携

⇒地域福祉推進理念の明確化

社会福祉法改正(2018年改正)

第106条の2 「地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務」新設

児童・障害・介護等の相談支援事業所

→ 自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは支援の必要性を検討、必要があると認めるときは支援関係機関に地域生活課題の解決支援を求めるよう努める

- 1 地域子育て支援拠点
- 2 母子健康包括支援センター
- 3 地域包括支援センター
- 4 基幹相談支援センター
- 5 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の実施事業所

⇒ 各領域の相談支援事業所等による「つなぐ」責務

包括的支援体制

⇒重層的支援体制の整備①相談支援、②参加支援、③地域づくり
の前提に、既存の地縁に基づく関係・小地域福祉活動の活用・活性化

①断らない**相談支援** ②**参加支援** ③**地域づくり**に向けた支援

→包括的支援体制整備の一つとしての

重層的支援体制整備事業（任意事業）を市町村が実施

（2021年～） ※社会福祉法第106条の3

進めていくために...

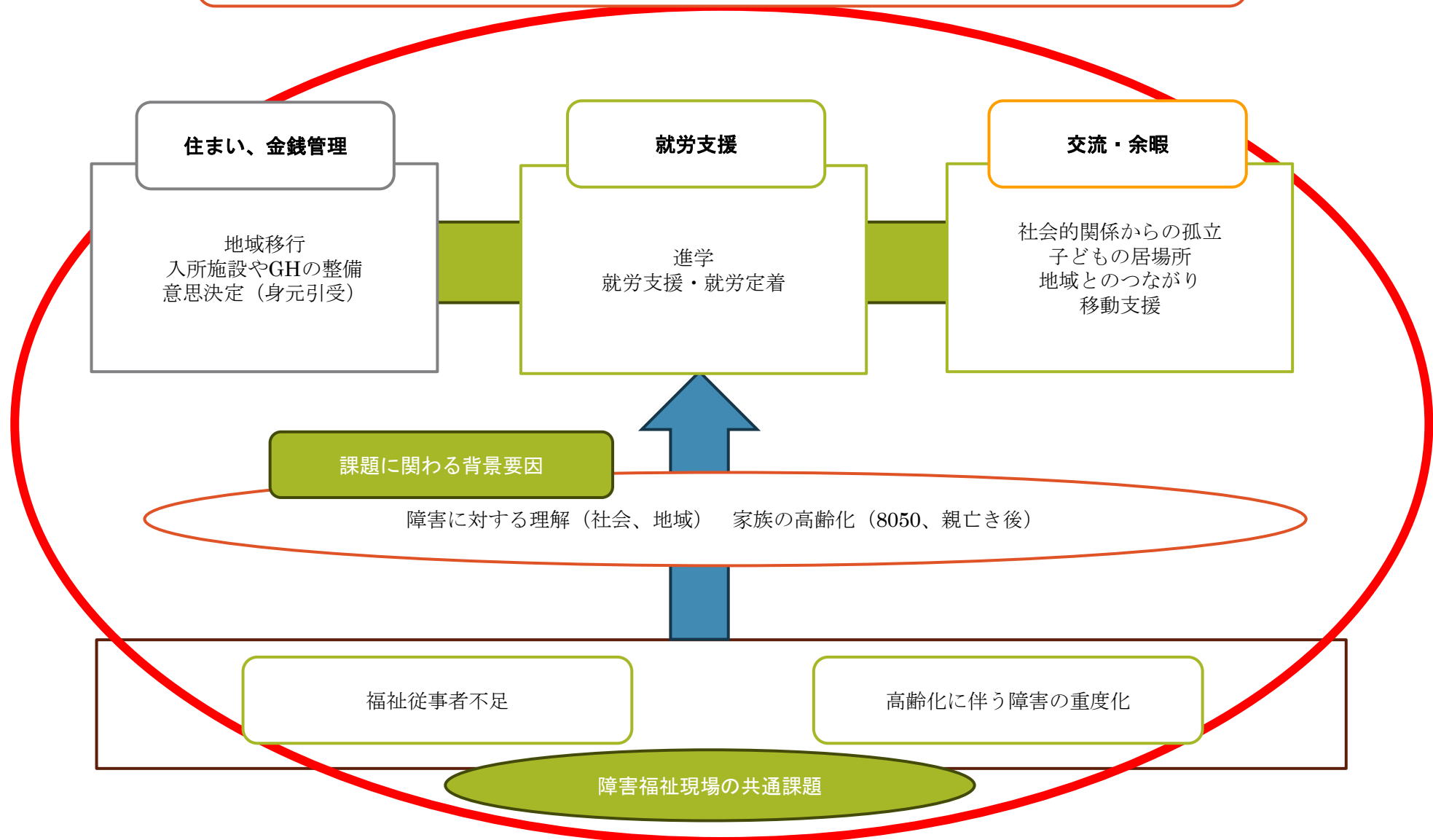
○すでにある「地域で受け止める取り組み」を活用

- ・草の根の住民活動があってはじめて成立（室田信一 2020）
- ・既存の資源を把握しその特徴を生かした体制整備が基本（玉木隼人 2020）

2. 後志地域の障害福祉の課題

今後の展開

後志版包括的支援体制の確立（自立支援協議会を中心とした誰も取り残さない支援体制の構築へ）



8050問題とは

(高齢親(=80歳)が稼働年齢層(=50代)を社会的・経済的に支える世帯の問題)

- 背景は、**中高年の引きこもり**(2018年内閣府の調査で**61万人**)
- もともと引きこもりは、**不登校**や**就職難**が理由の**若い世代**特有
- 今の中高年の引きこもりは、**仕事をした経験のある**人が多い傾向
- 自分の病気(精神障害、発達障害)、親の介護で仕事を辞める

⇒再就職がうまくいかない(40代以降で就職活動しても働き口が見つからない。自分より若い人に指導されると自尊心が低くなり、意欲もなくなる。親の年金があるから働く必要もない)

- 公的な窓口(地域若者サポートステーション)の対象は39歳まで
- なおかつ「**就労**」させることが成果に
- **就労自立**ではなく、**自分が認められる居場所**が必要

「8050世帯の見守りネットワーク構築の課題—旧産炭地の事例調査から—」
(2020年度北海道社会福祉協議会助成調査研究事業)

<これまでの調査で分かってきたこと>

- 包括業務<総合相談>や普段の見守りのなかで受け止めている
- 親のサービス未利用・サービス控え
- 障害・障害診断ないグレーゾーンの子ども
- 親の年金収入が頼り(親亡き後は、貸付・生保受給増?)

課題

- 「子ども」へのアプローチは?
包括⇒親に介入して子どもの存在を知る。その後、どこにつなげば?
(行政の障害担当、相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援事業所)
 - どの機関が中心となって介入するのか?(包括がどこまで関わるのか?)
 - 地域住民⇒家庭の問題にどこまで関わってよいのか?
- ※多くは自らSOS出さない⇔本当に支援が必要な人ほどつながりにくい

これまでの調査研究から 障害者の自立と就労を考える...①

- ①ボランティア、有償ボランティア団体の運営に関する調査（2014年～）
 - 住民参加型在宅福祉サービス団体（社会福祉協議会、生活協同組合、NPO法人）
 - 生活支援サービス（介護保険制度）における有償ボランティア活動

課題：担い手の高齢化、活動の維持・継続、運営にかかるコストの保障

制度によらず、柔軟なニーズに対応できるしくみが制度に取り込まれていく危険

⇒問題意識

「就労支援」の枠組みの中にボランティアをどう位置づけることができるのか？

<就労支援のしくみ>

これまでの調査研究から 障害者の自立と就労を考える...②

②農福連携の実践事例、中間支援組織の調査（2014年～）

○社会福祉法人、NPO法人等が障害者の就労支援を目的に先駆的な取り組み

○近年は、障害者×農業だけでなく、高齢者、ひきこもり等にも

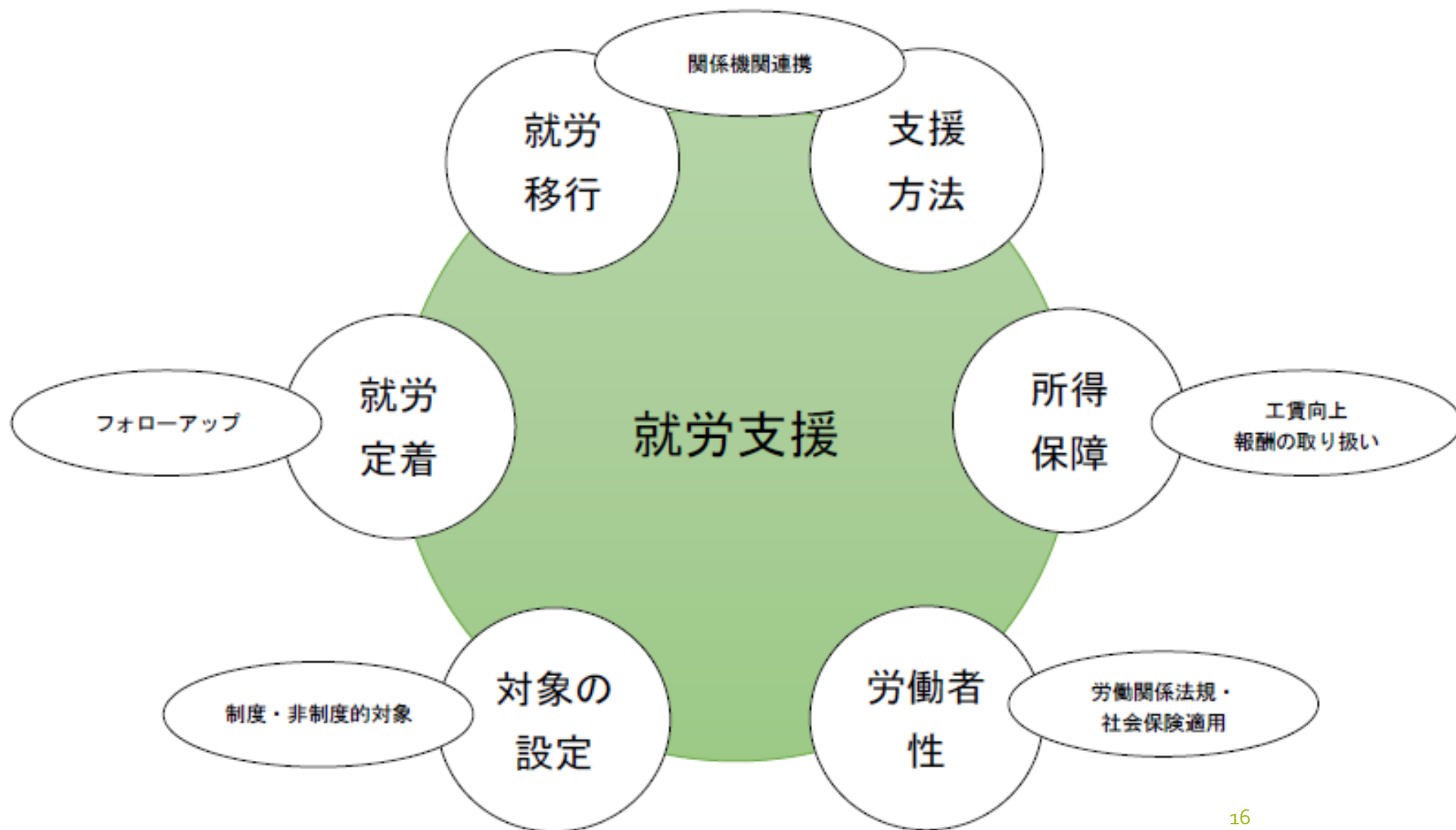
課題：一般就労へのステップ、福祉事業と経済活動の融合、地域産業の振興

⇒問題意識

農業を活用した「就労支援」は世代を問わず拡大していくことはできるのか？

<就労支援の対象>

就労支援のアプローチ（研究対象）



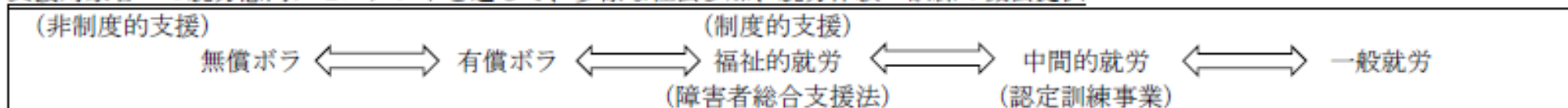
多様で連続性のある就労支援の形態

支援対象者

障がいや疾病、個人的背景により働くことに困難を抱えている障がい者（身・知・精・発）、生活困窮者等

方法

支援対象者への就労意向アセスメントを通じて、多様な社会参加、就労体験・訓練の機会提供



職業準備性	種別		対象者
	低	（制度によらない）	
	無償	ボランティア	限定なし
	有償		
	（制度に基づく）		
高	雇用契約なし	就労継続支援 B 型	障害者総合支援法に基づく障害者
		非雇用型（中間的就労）	就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない生活困窮者*
	雇用契約あり	就労継続支援 A 型	障害者総合支援法に基づく障害者
		支援付雇用型（中間的就労）	就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない生活困窮者*
	雇用契約なし	就労移行支援	障害者総合支援法に基づく障害者
	雇用契約あり	一般就労	限定なし

※障害者総合支援法に基づく障害者（身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健福祉法第 5 条第 1 項に規定する精神障害者（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち 18 歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるもの）

※生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）

3. 障害福祉と地域の課題の 解決に向けて 事例紹介

従事者不足×就労支援

①ユニバーサル就労

- 就労=ゴールではなく、
- 行きつ戻りつできる柔軟な支援体制を⇒ユニバーサル就労※

※商標登録あり

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば

- 社会福祉法人生活クラブ風の村での中間的就労実践がスタート

(居場所活動等への社会参画、ボランティア活動から企業実習などの職業訓練的な活動まで、幅広い社会的な活動=中間的就労機会 (櫻井純理 2019))

従事者不足×就労支援

①ユニバーサル就労

- 特徴

- 対象者を限定しない（障害があってもなくても）

⇒働きにくさのある人

- 就労準備から一般就労へスライド式（行き来可能）のシステム

⇒働き方の多様な選択につながる

- 業務分解（業務の切り出し）

⇒一人が担っている業務を洗い出すことで、専門職業務に専念・新たな業務が生み出される

相談支援 × 就労支援 × 地域づくり

② 鷹栖町包括的支援体制整備事業

- 相談支援

= 総合相談窓口「鷹栖町生活福祉相談センター」設置

(行政の相談窓口・社会福祉協議会の相談窓口を一本化)

- 就労支援 (参加支援)

= 社会福祉法人が持つ地域食堂内での活動、農業、内職

福祉と農業の人手不足解消 ⇒ 全世代型就労支援システム構築

- 地域づくり

= 「見守り」を核とした支え合いの醸成

見守り活動と課題

「8050世帯の見守りネットワーク構築の課題—旧産炭地の事例調査から—」
(2020年度北海道社会福祉協議会助成調査研究事業)

見守りの情報共有

見守りの
主体

地縁

支援機関

緊急通報

協定

ICT活用



多様な
見守り

SOSネットワーク (認知症徘徊)
共同浴場の利用...

見守りの課題

担い手不足

接触困難

活動停滞

拒否

地域性

関係希薄

穏やかな見守り



しっかりとした見守り

周囲からの見守り
(そっと見守る)

声掛け・あいさつ
(意識的に見守る)

交流の場
(積極的に出向く)

訪問
(意図を持って関わる)

低

介入

高

易

関わりレベル

難

おわりに

☆包括的支援体制下においては…

課題解決に**地域のチカラ**がますます求められることに

地域住民

⇒**<見守り>****<気づく>** 力をつけること

安心安全な生活を支える**地域の見守りの目**とは？

専門職

⇒住民による**気づき**を受け止め、解決する体制

<多職種連携>=**自立支援協議会の存在意義**

<講師略歴>

- 福祉系大学を卒業（卒業時、社会福祉士・精神保健福祉士を同時取得）
- 大学院進学（修士課程・博士課程）・博士号取得（社会福祉学博士）

研究テーマ：旧産炭地における単身高齢者の社会関係の変化に関する研究

→大学・短大・専門学校にて、教員として社会福祉士養成等に従事

→最近の研究テーマ：

- ・ 農福連携を推進する中間支援のあり方
- ・ 包括的支援体制における全世代型就労支援について

※北海道地域福祉学会にて理事・事務局員

今年度の活動テーマは

「【創設30周年】北海道の地域福祉の未来を問う ～声を紡ぎ、未来を拓く～」



北海道地域福祉学会
創設30周年記念
全道研究大会

北海道の 地域福祉の 未来を問う

基調講演 永田 祐 氏
同志社大学社会福祉学部 教授
日本地域福祉学会 会長

2024年3月3日（日） 於 北星学園大学

★ 第1部 自由研究・実践活動発表（対面実施のみ） 10:00～12:00

★ 第2部 優秀実践賞表彰式／基調講演／シンポジウム 12:30～17:00

※第1部は対面実施としオンライン参加はできません 第2部はオンライン参加可能

お申し込み・大会の詳細はこちら▶▶▶



主催 北海道地域福祉学会
共催 日本地域福祉学会北海道部会

後援 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
一般社団法人Wellbe Design



第6回地域福祉優秀実践賞 表彰式

- 1) 特定非営利法人ゆめみへる
 - 2) 株式会社ホクノー（ホクノー「健康ステーション」）
- ※受賞団体から実践内容等を踏まえたスピーチをいただきます

基調講演 地域福祉の未来を問う～その課題と期待～

講師 永田 祐氏（同志社大学社会福祉学部 教授／日本地域福祉学会 会長）
地域福祉は、2000年以降の地域福祉の主流化を経て、地域包括ケア関連施策、生活困窮者自立支援法、さらには包括的支援体制と重層的支援体制整備事業の中で、政策化されてきました。「未完のプロジェクト」である「地域福祉の推進」のこれからを参加者の皆さんと考えたいと思います。

シンポジウム 北海道の地域福祉の未来～若手実践者による多様な実践から～

北海道の地域生活課題の解決に取り組む3名（地域福祉コーディネーターとして地域サロン活動を支援する学生山崎氏、女性生活困窮者を支援する渡田地氏、住民主体の地域福祉活動を推進する三条氏）によるシンポジウムを通じて、北海道の地域福祉の未来を展望します。

- ・山崎 裕香氏 北海道教育大函館校4年/函館市社協地域福祉コーディネーター
- ・渡田地 利子氏 NPO法人女性サポートAsyl 事務局長
- ・三条 貴子氏 社会福祉法人京極町社会福祉協議会 地域福祉専門員

★ 参加費

- 1) 会員及び会員団体：無料
※「北海道地域福祉学会員」もしくは「日本地域福祉学会員のうち、北海道部会員」（いずれも団体含む）に限ります。
- 2) 非会員：2,000円（個人1名につき）
- 3) 団体：5,000円
※同一組織の所属員であれば何名でも参加可能（当学会の団体会員は1の区分とし、無料で参加できます）
- 4) 学生（院生を除く）：無料

★ お申し込み・参加特典

- 1) 当学会ホームページのエントリーフォームから、2月26日（月）23:59までにお申し込みください。（申し込み、参加費のお支払は、イベント管理システムPeatixを利用しています。）
- 2) 参加特典
①お申し込みいただいた方には終了後一定期間アーカイブ配信を行います。
②お申し込みいただいた非会員が入会を希望する場合は当年度会費無料！
※ただし、映像収録の不良により配信できない場合がありますのでご了承ください。

必ず開催要綱をご確認の上お申し込みください。

当学会は、福祉サービス、医療・保健・教育等との連携、ボランティア活動や住民参加の活動等について当事者として研究をすすめ、地域福祉に寄与することを目的に、1993年に組織された団体です。

北海道地域福祉学会

〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人Wellbe Design内
011-801-7450 info@hacd.jp

<主な業績>

- 2020年7月～（月1回連載：共同執筆）

『文化連情報』（日本文化厚生農業協同組合連合会）「変わる日本のまちづくり」

- 畠山明子・大原昌明・杉岡直人（2023）「農福連携事業のアンケート調査結果からみる障害者の就労支援の課題」星槎道都大学研究紀要,4,61-74,星槎道都大学.
- 畠山明子・大原昌明・杉岡直人（2022）「訪問型有償ボランティア団体の継続的運営の課題－ワークショップの分析から－」北海道地域福祉研究,25,13-26,北海道地域福祉学会.
- 畠山明子・杉岡直人（2022）「障害者就労支援をめぐる農福連携の歴史と今日的課題」『星槎道都大学研究紀要』星槎道都大学研究紀要,3,119-127,星槎道都大学.
- 畠山明子・大島康雄（2021）「Withコロナ時代の地域見守り活動と包括的支援体制構築の課題」『星槎道都大学研究紀要』2,p105-113,星槎道都大学.
- 畠山明子・大島康雄・杉岡直人（2021）「包括的支援体制の構築に向けた8050世帯の見守りネットワークに関する研究－旧産炭地域の事例調査より－」『2020北海道の福祉』p67-98,社会福祉法人北海道社会福祉協議会.